

入居者負担の内容

種類		負担額	内容	
基本サービス費	要支援2	748単位/日	介護予防サービス 外泊した場合は、基本サービス費用は発生しません。 ただし、外泊初日と戻られた日は外泊扱いになりません。	
	要介護1	752単位/日		
	要介護2	787単位/日		
	要介護3	811単位/日		
	要介護4	827単位/日		
	要介護5	844単位/日		
入院時費用		246単位/回 (6回を限度)	病院等に入院した場合、基本サービス費に替える費用	
初期加算		30単位/日	入所日から30日以内の加算 または、1月以上の入院後、戻ってから30日以内	
医療連携体制加算(Ⅰ) (予防給付を除く)		39単位/日	看護師の配置があり、環境の変化を受けやすい利用者様が生活を継続できるよう、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応をするために日常的な管理、入居者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整を行う。	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3単位/日	日常生活で支障をきたす認知症のある入居者に対して専門的なケアを行った場合の加算	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位/日	介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上配置されている。	
看取り介護加算 (予防給付を除く)	死亡日以前 31日以上 45日以下	72単位/日	看取りケアに対する加算 (退居後も含む。)	
	死亡日以前 4日以上 30日以下	144単位/日		
	死亡日前日、 前々日	680単位/日		
	死亡日	1,280単位/日		
退居時支援相談加算		400単位/回 (1回限り)	自宅に退居された入居者に対して、健康管理・介護方法等在宅における日常生活に関する相談援助を行った場合	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位/月	老健(いずみ)の理学療法士や作業療法士等が当ホームに訪問し、共同して生活機能向上を目的とした計画を作成した場合	
栄養管理体制加算		30単位/月	管理栄養士が介護職員に入居者の栄養や食生活に関する助言や指導を行った加算。	
口腔衛生管理体制加算		30単位/月	歯科医師等による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合	
口腔・栄養スクリーニング加算		20単位/回 (6月に1回)	介護職員でも実施可能な口腔・栄養スクリーニングを行った場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に11.1%を 乗じた単位数	介護職員の処遇改善のための加算	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に3.1%を 乗じた単位数	介護職員等の処遇改善のための加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数に2.3%を 乗じた単位数	介護職員等の処遇改善のための加算	
※地域区分の見直しにより1単位=10円から1単位=10.14円に変更になっています。 入居者負担は合計単位数に10.14円を乗じ、そこから保険者負担を差し引いた金額になります。				
利用料	家賃		30,000円/月 (1,000円/日)	※入居、退居時には日割り計算をします。
	光熱水費		600円/日	電気、ガス、灯油、上下水道の料金
	日用消耗品費		100円/日	ボディークリーム、リンスインシャンプー、洗濯洗剤、柔軟剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレペーパー、ゴミ袋等
	食費 (朝食) (昼食) (夕食) (おやつ)		1,600円/日 (400円/日) (500円/日) (600円/日) (100円/日)	行事等で外食した場合は、食費に替えて別途実費をいただきます。
	持込家電		(1点につき)50円/日	テレビや電動ベッド等を持ち込んだ場合

※その他自己負担となる費用:受診料、薬代、美美容代、おむつ代、レクリエーション費用等

令和5年4月制定